

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和四年十一月一八日法律第八一号)

一、提案理由 (令和四年一〇月二八日・衆議院内閣委員会)

○河野国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、年間〇・一月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和四年十一月四日)

○大西英男君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、内閣提出の二法律案について、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告のとおり、一般職の職員について、俸給月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日河野国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十一月二日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

三、参議院内閣委員長報告 (令和四年十一月一日)

○古賀友一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の令和四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国家公務員の博士号取得者の評価、採用への取組、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の人材確保策、非常勤職員の処遇改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会の高木委員より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。